

芦こ家保第1662号
令和6年7月5日

芦屋市議会議員
帰山 和也 様

芦屋市長 高島 峻輔



申 入 書

児童虐待防止対策に対する理解促進及び職員の個人情報の取り扱いについて、
下記のとおり申し入れます。

記

1 児童虐待防止対策に対する理解について

先日、市議会議員が、法令に則り適正に行われた児童虐待防止対策である市業務や通告者に対し誤解を招くような内容をSNSに掲載されました。

児童虐待防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)第6条第1項の規定により、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した」方が、こども家庭・保健センターに通告した場合は、同法第8条第1項及び厚生労働省子ども家庭局長通知(令和元年6月7日子発0607第4号)に基づき、市は原則48時間以内に直接子どもの安全確認を実施するよう徹底することとなっています。

担当部署による訪問は、まず、こどもの安全確認のためであり、必要であれば保護者の子育てに関する相談に応じ、こどもが健やかに育つための支援を目的としています。

しかしながら、当該投稿では、担当部署が行う面会依頼のための訪問に対し、理解の無い表現をされ、その上、通告者を「心ない通報者」と、また通告そのものを「虚偽通報」と発信されています。

このような発信がなされると、訪問がこどもの安全確認のためであることについて市民に理解されなくなるおそれがあるばかりか、市民が通報することを躊躇することにつながり、こどもの命が救えなくなるおそれがあります。

児童虐待防止に関する取り組みを進めるため、本業務をより深くご理解いただき、市民の利益になるよう、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2 市職員の氏名・メールアドレスをSNSに掲載することについて

前述のSNSでは、法令に則って業務を遂行している職員について、当該職員の名刺及び通知文書に記載した担当者名が分かる写真が一定期間掲載されました。

職員の名刺は、特定の人に対して氏名やメールアドレスなどの職員固有の情報を含めた連絡先をお伝えするためにお渡しするものであり、SNSへの掲載など不特定多数の人々に公開されることを前提としているものではありません。

なお、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、公開請求があった場合、芦屋市情報公開条例第7条に基づき市民の知る権利に應えるため公開が原則ですが、今回掲載された案件について当該職員の氏名の公開を求められたとしても、氏名の公開により当該職員の私生活上の平穏が乱されるおそれがあるため、市としては非公開と判断します。また、仮に公開するとしても、同条例第5条には、公開請求をするものの責務として、公開請求により得た情報を適正に使用しなければならないと規定しています。

このような発信は、職員が本来あるべき業務の遂行に対して委縮を生じさせる可能性があり、また、掲載を見た第三者からの個人攻撃を誘発する危険性もあります。したがって、インターネットにおける情報拡散は不可逆的であることをふまえ、たとえ一時的であったとしても、SNSに掲載されることはあってはならないと考えます。

また、SNSの意図が現在の制度に対する問題提起をすることであるなら、担当職員個人ではなく市に対して行われるべきで、担当した職員個人が氏名を公表される必然性はないと考えます。

SNSにおける職員の個人情報の取り扱いについて、職員が安心して業務に従事することができるよう、今一度ご留意いただきますようお願い申し上げます。

以上

【参照】

●児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

(児童虐待に係る通告)

第6条第1項 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを…市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条第1項 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、…

●厚生労働省子ども家庭局長通知(令和元年6月7日子発0607第4号)

「虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え…